

○国立大学法人山口大学職員就業規則

(平成16年4月1日規則第41号)

改正	平成17年3月8日規則第15号	平成18年3月23日規則第36号
	平成19年3月26日規則第49号	平成20年3月31日規則第78号
	平成21年11月25日規則第80号	平成23年12月21日規則第87号
	平成24年3月30日規則第102号	平成24年7月19日規則第132号
	平成25年3月29日規則第64号	平成26年2月21日規則第14号
	平成26年9月29日規則第122号	平成27年3月24日規則第107号
	平成27年6月17日規則第239号	平成29年3月29日規則第38号
	平成30年3月23日規則第18号	平成30年9月27日規則第95号
	令和元年12月16日規則第129号	令和2年3月18日規則第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定に基づき、国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、本法人に勤務するすべての者をいう。
2 この規則において「大学教育職員等」とは、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに教授(テニュアトラック)、准教授(テニュアトラック)、講師(テニュアトラック)及び助教(テニュアトラック)並びに教授(連携講座)、准教授(連携講座)、講師(連携講座)、助教(連携講座)及び助手(連携講座)並びに教授(支援系)、准教授(支援系)、講師(支援系)、助教(支援系)及び助手(支援系)の職にある者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、職員に適用する。ただし、契約教育職員、契約専門職員、外国人研究員及び非常勤職員並びに第21条の規定により再雇用された職員の就業については、別に定める。

(遵守遂行)

第4条 職員は、この規則を誠実に遵守し、業務の運営に当たらなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。
2 採用の方法、手続その他必要な事項については、別に定める「国立大学法人山口大学職員任免規則」による。

(赴任)

第6条 採用された職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ本法人の承認を受けたときは、この限りでない。

(労働条件の明示)

第7条 職員の採用に際しては、採用しようとする職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無並びに休憩時間，休日及び休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(試用期間)

第8条 職員として採用された日から6か月(教諭については1年)は，試用期間とする。ただし，本法人が特に認めたときは，試用期間を設けないことがある。

2 試用期間中の職員について，勤務実績が不良なこと，心身に故障があることその他職員としての能力・適格性に欠ける等の理由により，本法人に引き続き雇用することが適当でないと認められる場合は，解雇することがある。

3 試用期間は，勤続年数に通算する。

4 試用期間の取扱いについては，前3項に定めるもののほか，別に定める「国立大学法人山口大学職員任免規則」による。

第2節 評価

(勤務成績の評定)

第9条 職員の勤務成績について，評定を実施する。

第3節 昇任

(昇任)

第10条 職員の昇任は，選考によるものとする。

2 前項の選考は，その職員の勤務成績その他能力の総合的評価に基づいて行う。

3 昇任の方法，手続その他必要な事項については，別に定める「国立大学法人山口大学職員任免規則」による。

第4節 異動

(配置換，併任及び在籍出向)

第11条 職員は，業務上の都合により配置換，併任又は在籍出向を命ぜられることがある。

2 前項に規定する異動を命ぜられた職員は，正当な理由がない限り，これを拒むことはできない。

3 併任の取扱いについては，別に定める「国立大学法人山口大学職員任免規則」による。

4 在籍出向の取扱いについては，別に定める「国立大学法人山口大学職員出向規則」による。

5 第6条の規定は，第1項の場合にこれを準用する。

(転籍出向)

第12条 職員は，業務上の都合により転籍出向を命ぜられることがある。

2 前項に規定する異動を命ずる場合は，職員の同意を得るものとする。

(クロスアポイントメント制度)

第12条の2 職員は，本法人と他機関との協定に基づき，クロスアポイントメント制度の適用を受けることがある。

2 クロスアポイントメント制度の取扱いについては，別に定める「国立大学法人山口大学クロスアポイントメント制度に関する規則」による。

第5節 休職及び復職

(休職)

第13条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にすることがある。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要するとき。
 - (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障を来すとき。
 - (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。
 - (4) 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する調査及び研究等に従事するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められるとき。
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 休職の取扱いについては、別に定める「国立大学法人山口大学職員休職規則」による。

(休職中の身分)

第14条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(休職の期間)

第15条 第13条第1項各号の事由による休職期間(第2号及び第5号の事由によるものを除く。)は、3年を超えない範囲内において、必要に応じ本法人が定める。この場合において、休職の期間が3年に満たない場合は、最初に休職となった日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 2 第13条第1項第1号の事由により休職となった職員が、復職後1年以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により再度休職になるときの休職期間の取扱いについては、本法人が特に必要と認めた場合を除き、当該傷病による休職期間を通算するものとする。
- 3 第13条第1項第2号の事由による休職期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるとときは、2年とする。
- 4 第13条第1項第5号の事由による休職期間は、その都度本法人が必要と認める期間とする。

(復職)

第16条 休職中の職員の休職事由が消滅した場合は、当該職員を速やかに復職させるものとする。

- 2 休職期間が満了した場合は、当然復職するものとする。

第6節 退職

(退職)

第17条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て本法人から承認されたとき。
- (2) 定年による退職の日(以下「定年退職日」という。)
- (3) 本法人の役員に就任したとき。
- (4) 期間を定めて雇用されている場合、その期間が満了したとき。
- (5) 第13条第1項各号に定める休職について、その休職期間が満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅しないとき。
- (6) 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

第18条 職員は、自己都合により退職しようとする場合は、退職を予定する日の原則として30日前までに、退職届を提出しなければならない。ただし、本法人が特

に認めるときはこの限りでない。

2 職員は、退職届を提出しても、退職するまでの間は、特に勤務しないことの承認を得た場合を除き、従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

第19条 職員の定年は、満60歳とする。ただし、大学教育職員等は満65歳とする。

2 定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

3 国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則第5条の2又は国立大学法人山口大学契約専門職員就業規則第5条の2の規定により、前項に規定する定年退職日以後の日を期間の定めのない労働契約での雇用(以下「無期労働契約」という。)の始期として雇用された職員(以下「定年後雇用職員」という。)の定年退職日は、前項の規定にかかわらず、当該無期労働契約の始期の日以後における最初の3月31日とする。

(定年による退職の特例)

第20条 前条の規定にかかわらず、その職員の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情を考慮し、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、1年を超えない範囲で、定年退職日を延長することがある。

2 定年退職日の延長は、3年を超えない範囲で、更新することがある。

3 定年による退職の特例の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、別に定める「国立大学法人山口大学職員任免規則」による。

(再雇用)

第21条 第19条第1項又は前条の規定により退職する職員及び退職した後に引き続き本法人で契約専門職員として雇用され、契約期間が満了する職員(大学教育職員等は除く。以下「退職等職員」という。)で、再雇用を希望する者については、1年を超えない範囲内で期間を定め、再雇用する。

2 前項に規定する退職等職員については、本法人以外の国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「他機関等」という。)を定年により退職するもの及び他機関等を定年により退職した後、引き続き当該他機関等で雇用されている次に掲げる者を含むものとする。

(1) 本法人の要請により本法人の事務系職員又は施設系技術職員から他機関等の課長相当職以上の職員に登用された者

(2) 本法人の要請により本法人の施設系技術職員から他機関等の職員となり副課長相当職以上の職員に登用された者

(3) 本法人成立前の山口大学(以下「旧山口大学」という。)の学長からの要請により旧山口大学の事務系職員又は施設系技術職員から他の国立学校等の課長相当職以上の職員に登用された者

(4) 旧山口大学の学長の要請により旧山口大学の施設系技術職員から他の国立学校等の職員となり副課長相当職以上の職員に登用された者

3 第1項に定めるもののほか、本法人が、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、第19条第1項又は前条の規定により退職した者を、1年を超えない範囲内で期間を定め、再雇用することがある。

4 第1項及び前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えな

い範囲で、更新することがある。

5 再雇用の取扱いについては、前4項に定めるもののほか、別に定める「国立大学法人山口大学再雇用職員就業規則」による。

第22条 削除

第7節 降任及び解雇

(降任)

第23条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることができる。

- (1) 勤務実績が不良のとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他職員としての必要な適性を欠くとき。
- (4) 経営上又は業務上やむを得ない事由があるとき。

2 降任の取扱いについては、別に定める「国立大学法人山口大学職員任免規則」による。

(解雇)

第24条 職員が禁錮以上の刑に処せられた場合には、解雇する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良のとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他職員として必要な適性を著しく欠くとき。
- (4) 経営上又は業務上やむを得ない事由があるとき。
- (5) その他前各号に準ずる客観的に合理的な事由があるとき。

3 解雇の取扱いについては、別に定める「国立大学法人山口大学職員任免規則」による。

(解雇予告)

第25条 前条の規定により職員を解雇する場合には、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払うものとする。ただし、試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合又は行政官庁の認定を受けて懲戒解雇する場合は、この限りでない。

(解雇制限)

第26条 第24条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間には、職員を解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷若しくは疾病が治癒せず労基法第81条の規定により打切補償を支払う場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性職員が「国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定により休業する期間及びその後30日間

第8節 退職者の責務等

(退職後の責務)

第27条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(借用物品の返還等)

第28条 退職した者又は解雇された者は、本法人から借用している物品を速やかに返還するとともに、指定された期日までに後任者に対する業務の引継ぎを完了し、所属長にその旨を報告しなければならない。

(退職証明書)

第29条 退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合においては、遅滞なくこれを交付するものとする。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、退職した者又は解雇された者が請求しない事項については、記載しない。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) 事業における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 解雇の予告をされた者が、解雇の理由について証明書の交付を請求した場合においては、解雇の予告がされた日から退職の日までの間に、遅滞なくこれを交付するものとする。

第3章 給与

(給与の種類及び決定等)

第30条 職員の給与の種類及び決定等については、別に定める「国立大学法人山口大学職員給与決定規則」による。

2 前項の規定にかかわらず、大学教育職員等のうち年俸制の適用を受ける職員(以下「年俸制適用職員」という。)の給与の種類及び決定等については、別に定める「国立大学法人山口大学年俸制適用職員給与決定規則」による。

(給与の支給等)

第31条 職員の給与の支給等については、別に定める「国立大学法人山口大学職員給与支給規則」による。

第4章 退職手当

(退職手当)

第32条 職員(定年後雇用職員を除く。)の退職手当については、別に定める「国立大学法人山口大学職員退職手当規則」による。

第5章 服務

(誠実義務及び職務専念義務)

第33条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第34条 職員は、次の各号のいずれかに該当する時間には、職務専念義務を免除される。

(1) 勤務時間内に組合交渉に参加する時間

(2) 勤務時間内に総合的な健康診査を受ける時間

(3) 勤務時間内に本法人が計画し実施する健康診査等の結果に基づく二次健診

を受ける時間のうち2日の範囲内の期間

(4) その他必要と認められる時間

(遵守事項)

第35条 職員は、次の事項を守らなければならない。

(1) 上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行すること。

(2) 勤務時間を厳守し、勤務時間中みだりに勤務の場所を離れないこと。

(3) 職務の内外を問わず、本法人の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(4) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(5) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。

(6) 本法人の敷地及び施設内(以下「本法人内」という。)で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。

(7) 本法人の許可なく、本法人内で業務外の集会又は文書画等の掲示その他これに準ずる行為をしないこと。

(8) 本法人の許可なく、本法人内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品の売買を行わないこと。

(公職の候補者への立候補)

第35条の2 職員は、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の職(以下「公職」という。)に立候補する場合は、あらかじめその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、公職の候補者への立候補に関し必要な事項は、別に定める。

(公民権行使の保障)

第35条の3 本法人は、職員が所定の勤務時間中に、選挙権その他の公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するため、次の各号に掲げる事由により必要な期間を請求した場合は、これを保障する。ただし、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがないときは、請求された時刻を変更することがある。

(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

(3) 公職への立候補に伴い、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第129条に規定する選挙運動の期間に選挙運動を行うとき。

2 前項に定めるもののほか、公民権行使の保障に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の倫理)

第36条 職員の遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める「国立大学法人山口大学役員及び職員倫理規則」による。

(ハラスメントに関する措置)

第37条 ハラスメントの防止等に関する措置については、別に定める「国立大学法人山口大学におけるハラスメントの防止及び対策に関する規則」による。

(入構禁止又は学外退去)

第38条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、本法人内への入構を禁止し、又は本法人外へ退去させることがある。

(1) 火器、凶器等の危険物を所持しているとき。

(2) 衛生上有害と認められるとき。

(3) その他危険を生じ、又は就業に不都合を生じるおそれのあるとき。

2 職員が前項の規定により入構を禁止されたときは、欠勤とし、所定の終業時刻前に退去させられたときは、早退として取り扱うものとする。この場合、不就業の時間に対する給与は、支給しない。

(兼業の制限)

第39条 職員は、本法人の承認を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら事業を営んではならない。

2 職員の兼業については、別に定める「国立大学法人山口大学職員兼業規則」による。

第6章 知的財産権

(知的財産権)

第40条 知的財産権については、別に定める「国立大学法人山口大学職務発明等規則」による。

第7章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間等)

第41条 職員の勤務時間、休日、休暇等(育児休業、介護休業及び大学院修学休業を除く。)については、別に定める「国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則」による。

(育児又は介護を行う職員の勤務の緩和措置)

第41条の2 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は傷病のため介護を要する家族の介護を行う職員の勤務の緩和措置については、別に定める「国立大学法人山口大学における育児又は介護を行う職員の勤務の緩和措置に関する規則」による。

(育児休業)

第42条 職員は、本法人に申し出て、育児休業をすることができる。

2 育児休業については、別に定める「国立大学法人山口大学職員等育児休業規則」による。

(介護休業)

第43条 職員は、本法人に申し出て介護休業をすることができる。

2 介護休業については、別に定める「国立大学法人山口大学職員等介護休業規則」による。

(大学院修学休業)

第44条 職員(大学教育職員等、校長、園長、副園長及び教頭を除く。)は、本法人の許可を受けて、自らの資質の向上を図ることを目的として、大学院の課程に在学しその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。

2 大学院修学休業の取扱いについては、別に定める「国立大学法人山口大学職員大学院修学休業規則」による。

第8章 職員研修 (職員研修)

第45条 本法人は、職員に対し、業務に必要な知識及び技能を高め、資質の向上を図るため、必要な研修を行う。

2 職員の研修については、別に定める「国立大学法人山口大学職員研修規則」による。

第9章 安全衛生 (安全・衛生管理)

第46条 本法人は、職場における職員の安全と健康を確保するため、安全衛生法令等に基づいて、安全衛生管理体制を確立するとともに、必要な措置を講ずる。

2 職員は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、本法人が実施する前項の措置に協力しなければならない。

3 第1項の安全衛生管理体制の確立に関する事項、安全と健康の確保のために必要な措置及び職員が遵守すべき事項については、別に定める「国立大学法人山口大学職員労働安全衛生管理規則」による。

第10章 災害補償 (災害補償)

第47条 職員の業務上の負傷、疾病、障害若しくは死亡(以下「業務災害」という。)又は通勤による負傷、疾病、障害若しくは死亡(以下「通勤災害」という。)については、労基法又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところにより、災害補償を行う。

2 前項に定めるもののほか、職員が、業務災害若しくは通勤災害により、死亡し、若しくは後遺障害を被った場合又は業務災害若しくは通勤災害における負傷若しくは疾病による療養のため労働することができず給与を受けることができない場合においては、別に定める「国立大学法人山口大学職員災害補償規則」により、補償を行う。

第11章 福利・厚生 (宿舎利用基準)

第48条 職員の宿舎の利用については、別に定める「国立大学法人山口大学宿舎規則」による。

第12章 賞罰 (表彰)

第49条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを表彰する。

- (1) 本法人の発展に功績があったとき。
- (2) 学術上有益な研究業績があったとき。
- (3) 職務上功績があったとき。
- (4) 永年勤続し、業務成績が良好であったとき。
- (5) 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があったとき。
- (6) その他前各号と同程度の功労があつて表彰に値すると認められるとき。

2 表彰は、表彰状を授与して行い、副賞を添えることがある。
(懲戒)

第50条 職員が第52条の懲戒事由に該当するときは、所定の手続きを経た上、懲戒処分を行う。

2 前項の懲戒処分の手続については、別に定める「国立大学法人山口大学職員の懲戒等に関する規則」による。

(懲戒の種類、内容)

第51条 前条の懲戒処分は、その事由に応じ、次の区分により行う。

- (1) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (2) 諭旨解雇 退職届の提出を勧告して解雇する。これに応じない場合には、懲戒解雇する。
- (3) 停職 3か月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 出勤停止 始末書を提出させるほか、1日以上10日以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (5) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。この場合において、減額は、1事案につき平均賃金の1日分の2分の1、複数事案に対する1か月の減給の総額は当該月の給与総額の10分の1の範囲とする。
- (6) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。

(懲戒事由)

第52条 懲戒事由は、次のとおりとする。

- (1) この規則その他本法人が定める諸規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠ったとき。
- (5) 刑法上の重大な犯罪に該当する行為があったとき。
- (6) 本法人の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。
- (7) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (8) 前各号に準ずる行為があったとき。

(訓告等)

第53条 第51条に規定する懲戒処分に該当しない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、嚴重注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第54条 職員が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合には、第51条又は前条に規定する懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第13章 出張

(出張)

第55条 職員は、業務上必要がある場合には、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。

(旅費)

第56条 前条の出張に要する旅費については、別に定める「国立大学法人山口大学旅費規則」による。

第14章 苦情処理

(苦情処理)

第57条 職員の労働条件その他の人事管理等に関する苦情処理については、別に定める「国立大学法人山口大学職員の苦情相談の取扱いに関する規則」による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 他の国立大学法人その他の機関(以下「他の国立大学法人等」という。)から本法人に在籍出向を命じられている職員で、当該職員に係わる覚書等において、就業に関する特定事項について他の国立大学法人等の就業規則を適用すると定めている場合は、当該職員の当該特定事項の就業については、この規則の規定にかかわらず、他の国立大学法人等の就業規則の定めるところによる。

附 則(平成17年3月8日規則第15号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日規則第36号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日規則第49号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第78号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月25日規則第80号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 生年月日が昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間の大学教育職員の定年は、この規則による改正後の国立大学法人山口大学職員就業規則第19条第1項の規定にかかわらず、満64歳とする。

附 則(平成23年12月21日規則第87号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第102号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 休職期間の通算に係るこの規則による改正後の国立大学法人山口大学職員就業規則第15条第2項の規定は、この規則施行の日(以下「施行日」という。)以後の休職期間から適用する。ただし、この規則の施行の際現に施行日の前日から引き続いて休職中である職員の当該休職期間に係る同項の規定の適用については、施行日の前日以前の期間を当該休職期間に含めるものとする。

附 則(平成24年7月19日規則第132号)

この規則は、平成24年7月19日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第64号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月21日規則第14号)

- 1 この規則は、平成26年2月21日から施行する。ただし、再雇用に係る第21条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定については、平成26年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人山口大学職員退職勧奨実施規則(平成16年規則第45号)は、廃止する。

附 則(平成26年9月29日規則第122号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日規則第107号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月17日規則第239号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日規則第38号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日規則第18号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月27日規則第95号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月16日規則第129号)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月18日規則第24号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日の前日において、年俸制を適用するものとして学長が決定していた職員(施行日において、国立大学法人山口大学年俸制適用職員給与決定規則(令和2年規則第21号)の適用を受けるものとして学長が認めた者を除く。)の給与の種類及び決定等については、この規則による改正後の国立大学法人山口大学職員就業規則第30条の規定にかかわらず、「国立大学法人山口大学令和2年3月31日以前に年俸制を適用する職員給与決定規則」によるものとする。

○国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則

(平成17年3月8日規則第21号)

改正	平成18年3月31日規則第101号	平成19年3月26日規則第54号
	平成19年6月18日規則第103号	平成21年3月25日規則第35号
	平成21年11月25日規則第81号	平成22年3月30日規則第48号
	平成22年6月25日規則第118号	平成23年3月31日規則第38号
	平成24年3月15日規則第43号	平成25年3月29日規則第70号
	平成26年3月25日規則第48号	平成26年6月18日規則第100号
	平成27年3月24日規則第119号	平成28年3月23日規則第89号
	平成28年7月29日規則第169号	平成29年3月29日規則第49号
	平成30年3月23日規則第25号	平成30年12月26日規則第109号
	平成31年3月28日規則第50号	令和元年12月16日規則第132号
	令和2年3月18日規則第38号	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学職員就業規則(平成16年規則第41号。以下「就業規則」という。)第3条の規定に基づき、国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)に勤務する契約教育職員の就業に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「契約教育職員」とは、本法人が個別に期間を定めて雇用契約を締結する次の職員をいい、用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門職大学院教育職員 大学院技術経営研究科において、特定分野の専門的教育又は実務的教育を主に担当する者で、専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年文部科学省告示第53号)第2条第2項に該当するもの
- (2) 特命教育職員 本法人において、特定分野の専門的教育若しくは実務的教育、学際的研究、特殊分野の診療を主に担当する者又は特定の教育・研究プロジェクト事業を担当する者

(遵守遂行)

第3条 本法人及び契約教育職員は、この規則を誠実に遵守し、業務の運営に当たらなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第4条 契約教育職員の採用は、選考により行うものとする。

2 採用の方法、手続その他契約教育職員の採用に関し必要な事項は、別に定める。

(任期)

第5条 契約教育職員の任期は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第14条に規定する労働契約の期間の範囲内とする。

2 契約教育職員の任期が満了した場合は、必要に応じ、任期を更新することができる。

3 契約教育職員は、労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、本法人に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

(無期労働契約への転換)

第5条の2 契約教育職員のうち本法人における2以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。)の期間(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項に規定する通算契約期間に算入しない契約期間及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。)第15条の2第2項に規定する通算契約期間に算入しない期間を除く。以下この項において同じ。)を通

算した期間が5年(研究開発力強化法第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する者については10年。)を超える者は、現に締結している有期労働契約の雇用期間の末日の翌日から、就業規則が適用される職員又は国立大学法人山口大学非常勤職員就業規則(平成16年規則第72号)が適用される非常勤職員として、期間の定めのない労働契約での雇用(以下「無期労働契約」という。)に転換することができる。この場合において、無期労働契約の労働条件は、その都度決定する。

2 無期労働契約への転換の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(労働条件の明示)

第6条 契約教育職員を採用又は任期更新しようとするときは、当該採用又は任期更新しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無並びに休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

第2節 採用時等の明示事項及び雇止め等に係る措置

(採用時等の明示事項)

第7条 採用又は任期更新時に、当該採用又は任期更新しようとする契約教育職員に対して、任期満了後における任期更新の有無を明示するものとする。

2 前項の場合において、任期更新する場合がある旨明示するときは、当該契約教育職員に対して、任期更新する場合又は任期更新しない場合の判断基準を明示するものとする。

3 採用又は任期更新後に前2項に規定する事項を変更する場合には、当該契約教育職員に対して、速やかにその内容を明示するものとする。

(雇止めの予告等)

第8条 契約教育職員(採用の日から起算して1年を超えて継続勤務しているものに限る、あらかじめ任期更新しない旨明示されているものを除く。次項において同じ。)を任期更新しないこととする場合には、少なくとも任期の満了する日の30日前までに、その予告をするものとする。

2 前項の場合において、当該契約教育職員が任期更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。任期更新しなかった場合における理由について証明書の請求があったときも、同様とする。

第2節の2 配置換

(配置換)

第8条の2 契約教育職員は、業務上の都合により配置換を命ぜられることがある。

第2節の3 休職及び復職

(休職及び復職)

第8条の3 就業規則第13条から第16条までの規定は、契約教育職員(勤務時間が1週間当たり38時間45分未満の者(以下「短時間勤務者」という。))を除く。第20条の2、第20条の3第2項、第20条の4第2項及び第29条の2第1項において同じ。)について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「契約教育職員(短時間勤務者を除く。)」と読み替えるものとする。

第3節 退職及び解雇

(退職)

第9条 契約教育職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、契約教育職員としての身分を失う。

- (1) やむを得ない客観的に合理的な事由がある場合に退職を申し出て、本法人から承認されたとき。

(2) 定められた任期が満了し、契約が更新されなかったとき。

(3) 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

第10条 契約教育職員は、前条第1号の規定により退職を申し出る場合は、退職を予定する日の30日前までに退職届を提出しなければならない。ただし、本法人が特に認めた場合はこの限りでない。

2 契約教育職員は、退職届を提出しても、退職するまでの間は、特に勤務しないことの承認を得た場合を除き、従来職務に従事しなければならない。

(解雇)

第11条 やむを得ない客観的に合理的な事由がある場合には、契約教育職員を解雇することがある。

(解雇予告)

第12条 前条の規定により契約教育職員を解雇する場合は、少なくとも30日前までに本人に予告をするか、又は平均賃金の30日以上解雇予告手当を支払うものとする。ただし、行政官庁の認定を受けて懲戒解雇する場合は、この限りでない。

(解雇制限)

第13条 第11条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間には、契約教育職員を解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷若しくは疾病が治癒せず労基法第81条の規定により打切補償を支払う場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間

(2) 産前産後の契約教育職員が別表第2の第4号及び第5号の規定により休業する期間及びその後30日間

第4節 退職者の責務等

(退職後の責務)

第14条 契約教育職員を退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(借用物品の返還等)

第15条 契約教育職員を退職した者又は解雇された者は、本法人から借用している物品を速やかに返還するとともに、指定された期日までに後任者に対する業務の引継ぎを完了し、所属長にその旨報告しなければならない。

(退職証明書)

第16条 契約教育職員を退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付するものとする。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、契約教育職員を退職した者又は解雇された者が請求しない事項については、記載しない。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) 事業における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 解雇の予告をされた契約教育職員が、解雇の理由について証明書の交付を請求した場合には、学長は、解雇の予告をした日から退職の日までの間に遅滞なくこれを交付するものとする。

第5節 労働契約の締結

(労働契約の締結)

第17条 契約教育職員との労働契約の締結については、別に定める。

第3章 給与等

(給与)

第18条 契約教育職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とする。ただし、基本給が年俸の者及び短時間勤務者にあつては、賞与を支給しない。

(基本給)

第19条 契約教育職員の基本給は、月給又は年俸とする。

2 基本給が月給で支給される契約教育職員の基本給月額、別表第3のとおりとする。ただし、短時間勤務者である者の基本給月額は、当該基本給月額に、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 基本給が年俸で支給される契約教育職員の基本給年額は、別表第4のとおりとする。ただし、短時間勤務者である者の基本給年額は、当該基本給年額に、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合は、契約教育職員の基本給を別に定めることがある。

(勤務1時間当たりの給与額)

第19条の2 勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額(基本給が年俸の場合にあつては、基本給年額の12分の1の額)を1年間における1月当たりの平均の所定の勤務時間数で除して得た額とする。

(諸手当)

第20条 契約教育職員の諸手当は、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、待機手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当とし、次項から第6項までに規定するものを除き、国立大学法人山口大学職員給与決定規則(平成16年規則第47号。以下「給与決定規則」という。)を準用して支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約教育職員のうち、短時間勤務者については、住居手当を支給しない。

3 契約教育職員の通勤手当について、給与決定規則を準用することが適当でないと認められるときは、通勤手当相当給与として、交通機関等の運賃負担額に同じ、月額55,000円を限度として支給する。

4 通勤のため交通用具等を使用する契約教育職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が10回に満たない者の通勤手当の月額は、通常の場合の月額からその額に100分の50を減じて得た額とする。

5 第1項の規定にかかわらず、契約教育職員のうち、基本給に特殊勤務手当又は待機手当に相当する額を含めて基本給月額又は基本給年額を決定した者には、特殊勤務手当又は待機手当を支給しない。

6 契約教育職員の時間外勤務手当について、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間及び勤務を要しない日(休日を除く。)に勤務することを命ぜられ、勤務した時間のうち7時間45分に達するまでの間における支給割合は、100分の100とする。

(賞与)

第20条の2 契約教育職員(基本給が年俸の者及び短時間勤務者を除く。以下次条第2項及び第20条の4第2項において同じ。)の賞与は、期末手当及び勤勉手当とし、給与決定規則を準用して支給するものとする。

(育児休業等の給与)

第20条の3 契約教育職員が第43条の2に規定する育児休業をした場合は、その育児休業の期間中、第18条に規定する給与を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、給与決定規則第28条に規定する基準日にそれぞれ育児休業中の契約教育職員のうち、基準日前6か月以内の期間において勤務した期間がある者には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給できるものとする。

3 契約教育職員が第43条に規定する育児短時間勤務をした場合は、その勤務しな

い時間につき第19条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業等の給与)

第20条の4 契約教育職員が第44条の2に規定する介護休業をした場合は、その介護休業の期間中、第18条に規定する給与を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、給与決定規則第28条に規定する基準日にそれぞれ介護休業中の契約教育職員のうち、基準日前6か月以内の期間において勤務した期間がある者には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給できるものとする。

3 契約教育職員が第44条に規定する介護短時間勤務をした場合は、その勤務しない時間につき第19条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の計算及び支給)

第21条 国立大学法人山口大学職員給与支給規則(平成16年規則第48号)は、契約教育職員の給与計算及び支給について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「契約教育職員」と、「俸給」とあるのは「基本給月額(基本給が年俸の場合にあっては、基本給年額の12分の1の額)」と読み替えるものとする。

第4章 退職手当

(退職手当の不支給)

第22条 契約教育職員には退職手当を支給しない。

第5章 服務

(服務)

第23条 就業規則第33条から第38条までの規定は、契約教育職員の服務について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「契約教育職員」と読み替えるものとする。

(兼業)

第24条 契約教育職員は、本法人との契約により定められた勤務時間を割振り変更して、他の業務に従事し、又は自ら事業を営んではならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約教育職員のうち、勤務時間が1週間当たり38時間45分の者については、就業規則第39条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「契約教育職員(短時間勤務者を除く。)」と読み替えるものとする。

第6章 知的財産権

第25条 契約教育職員の知的財産権については、別に定める「国立大学法人山口大学職務発明等規則」による。

第7章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間)

第26条 契約教育職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分までの範囲内で、1日当たり7時間45分以内を限度として、個別に定める。

(休憩時間)

第27条 1日の勤務時間の途中に60分の休憩時間を置くものとする。ただし、勤務時間に応じ、個別に定めることがある。

2 契約教育職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(勤務時間の割振等)

第28条 1日の勤務時間が7時間45分の場合の契約教育職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

始業及び終業の時刻	休憩時間
始業 午前8時30分	午後0時～
終業 午後5時15分	午後1時

2 1日の所定の勤務時間が7時間45分未満の場合の契約教育職員の始業及び終業の

時刻並びに休憩時間は、個別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、業務の運営上必要がある場合は、始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(休日)

第29条 契約教育職員の休日は次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。勤務を要する日が1週間当たり4日以下の契約教育職員にあつては、週休日によらず毎週2日)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)

(4) その他特に学長が指定する日

2 前項第1号の規定にかかわらず、業務の運営上特に必要がある場合には、週休日を月曜日から金曜日までの日に替えることができる。

3 第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、当該各号に規定する休日が勤務を要する日である契約教育職員にあつてはこの限りではない。

(裁量労働制)

第29条の2 業務の性質上必要があると認められる契約教育職員の勤務時間については、第26条及び第28条の規定にかかわらず、裁量労働に関するみなし勤務時間制を適用する。

2 前項の裁量労働に関するみなし勤務時間制に関し必要な事項は、職員の過半数を代表する者との書面による協定(以下「労使協定」という。)に定めるところによる。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第29条の3 業務の運営上必要があると認められる場合には、所定の勤務時間の全部又は一部について、通常の勤務場所を離れて勤務することを命ずることがある。

2 契約教育職員が前項の勤務を命ぜられ勤務した場合において、当該勤務の勤務時間を算定し難いときは、割り振られた勤務時間を勤務したものとみなす。

(クロスアポイントメント制度)

第29条の4 契約教育職員は、本法人と他機関との協定に基づき、クロスアポイントメント制度の適用を受けることがある。

2 クロスアポイントメント制度の取扱いについては、別に定める「国立大学法人山口大学クロスアポイントメント制度に関する規則」による。

(勤務時間外勤務及び休日勤務)

第30条 業務の運営上特に必要がある場合には、契約教育職員に第26条に規定する勤務時間を超えて、又は第29条に規定する休日に勤務を命じることがある。ただし、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第18条第3号に定めるラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務に係る勤務時間の延長は、1日について2時間を限度とする。

2 前項の場合において、労基法第32条に定める労働時間を超えて、又は同法第35条に定める休日に勤務を命ずるときは、あらかじめ労使協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署に届け出るものとする。

3 妊産婦である契約教育職員が申し出た場合には、前項の勤務をさせることはない。

(深夜勤務)

第31条 業務の運営上必要がある場合には、契約教育職員に深夜(午後10時から午前5時まで)に勤務を命じることがある。

2 妊産婦である契約教育職員が申し出た場合には、前項の勤務をさせることはない。

(災害時等の勤務)

第32条 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要があるときは、契約教育職員に所定の勤務時間を超えて、又は休日に勤務を命じることがある。

2 妊産婦である契約教育職員が申し出た場合には、前項の勤務をさせることはない。

(待機)

第32条の2 所定の勤務時間以外の時間又は休日において、業務上必要がある場合に待機を命じることがある。

(休日の振替)

第33条 業務の運営上、契約教育職員に休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、あらかじめ当該休日を他の勤務日に振り替えることがある。この場合において、振替え前の休日を所定の勤務日とし、振替え後の他の勤務日を休日とする。

(労働時間の記録)

第34条 契約教育職員は、本法人が指定する方法により、始業及び終業した時刻を記録するものとする。

(有給休暇の種類)

第35条 契約教育職員の有給休暇は、年次休暇、失効年休(第38条第1項に規定する失効年休をいう。)、母性健康管理のための休暇、病気休暇、特別休暇及び時間外勤務代替休暇とする。

2 有給休暇期間中の給与については、所定の勤務時間を勤務した場合に支払う通常の給与を支払うものとする。

(年次休暇)

第36条 契約教育職員の年次休暇の付与日数は、一の年度(4月1日から翌年3月31日まで)において、20日に当該契約職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。ただし、当該年度の中途において採用される契約教育職員(退職後引続き採用される者を除く。)の年次休暇の付与日数は、その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とする。

2 当該年度に新たに付与した年次休暇(就業規則第2条第1項に規定する職員を退職後、継続勤務する契約教育職員にあっては、当該退職前の職員として付与された年次休暇を含む。)の取得後の残日数は、20日を限度として、翌年度に繰り越される。

(年次休暇の請求等)

第37条 年次休暇は、契約教育職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、契約教育職員の請求した時季に年次休暇を与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認められた場合には、他の時季に与えることがある。

2 契約教育職員は、前項の規定により年次休暇を取得する場合には、事前に所定の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない理由によって事前に請求することができない場合には、事後速やかに、その理由を付して所定の請求をしなければならない。

3 年次休暇は、年次休暇を与える時季に関する労使協定を締結したときには、第1項の規定にかかわらず、当該労使協定の定めるところにより与えることができる。

4 年次休暇(前条の規定による年次休暇の付与日数が10日以上である契約教育職員に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の日数のうち5日については、一の年度において、契約教育職員ごとに時季を定めて与えるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第1項(次項ただし書の規定により、時間単位で与えた年次休暇を除く。)又は第3項の規定により年次休暇を与えた場合において、5日から当該与えた年次休暇の日数(当該日数が5日を超える場合において

は、5日とする。)を差し引いた日数について、時季を定めて与えるものとする。

6 年次休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、労使協定の定めるところにより年に5日以内を限度として時間単位で与えることができる。

7 前項の規定にかかわらず、第29条の2に規定する裁量労働制の適用を受ける契約教育職員(以下「裁量労働制適用契約教育職員」という。)の年次休暇の単位は、1日とする。

(失効年休)

第38条 第36条第2項の規定する年次休暇のうち、未使用のため失効する年次休暇(以下「失効年休」という。)は、年次休暇の残日数がない者が、次の各号に掲げる場合に限り請求することのできる休暇とする。

(1) 第39条第1項に規定する病気休暇を請求できる事由と同様の事由により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(2) 別表第2第11号又は第13号に規定する特別休暇を請求できる事由と同様の事由により勤務しないことが相当であると認められる場合

(3) 小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の就学の終期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する契約教育職員が、その子の学級等閉鎖により勤務しないことが相当であると認められる場合

2 失効年休は、失効する年度の4月1日に、一の年度につき5日を限度に積み立てることができるものとし、積み立てることができる日数は30日を限度とする。

(失効年休の請求等)

第38条の2 契約教育職員は、失効年休を請求する場合には、事前に所定の請求をし、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由によって事前に請求することができなかつた場合には、事後速やかに、その理由を付して所定の請求をし、承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、契約教育職員は、必要に応じ証明書等の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、前条第1項第1号の事由による失効年休の請求等については、第40条第2項から第4項までに規定を準用する。この場合において、「病気休暇」とあるのは、「失効年休」と読み替えるものとする。

4 失効年休の積立単位は1日とし、その使用単位は1日、1時間又は1分(裁量労働制適用契約教育職員にあっては、1日)とする。

(母性健康管理のための休暇等)

第38条の3 妊産婦である契約教育職員から、所定勤務時間内に母子保健法(昭和40年法律第141号)に定める保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求があつたときは、次の範囲で必要な時間の母性健康管理のための休暇(以下「母性健康管理休暇」という。)を与える。ただし、医師又は助産師(以下「医師等」という。)がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところにより、当該必要な時間の母性健康管理休暇を与える。

(1) 産前の場合

妊娠週数	回数
妊娠23週まで	4週に1回
妊娠24週から35週まで	2週に1回
妊娠36週から出産まで	1週に1回

(2) 産後1年以内の場合

医師等の指示するところにより必要な時間

2 妊産婦である契約教育職員から、保健指導又は健康診査に基づき、母体又は胎児の健康保持に影響があるとして勤務時間等について医師等から次の各号の指導を受けた旨申し出があつた場合には、当該各号に定める母性健康管理休暇を与え、又は措置を講ずる。

(1) 妊娠中の契約教育職員が通勤時の混雑を避けるよう指導されたとき 勤務

時間の始め若しくは終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間の母性健康管理休暇又は1時間以内の時差出勤の措置

(2) 妊娠中の契約教育職員が休息等について指導されたとき 勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は勤務しないことを請求した契約教育職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間の母性健康管理休暇

(3) 妊産婦である契約教育職員が妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導されたとき 必要と認められる期間の母性健康管理休暇

(母性健康管理休暇の請求等)

第38条の4 契約教育職員は、母性健康管理休暇を請求しようとする場合には、事前に所定の請求をし、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由によってあらかじめ請求することができない場合には、事後速やかに、その理由を付して所定の請求をし、承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、契約教育職員は、証明書等の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

3 母性健康管理休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分（裁量労働制適用契約教育職員にあつては、1日）とする。

(病気休暇)

第39条 病気休暇は、契約教育職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合又は生理日における勤務が著しく困難であるとして女性契約教育職員から請求があった場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 生理日の就業が著しく困難なとき。

(2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったとき。

(3) 国立大学法人山口大学職員労働安全衛生管理規則(平成16年規則第70号)別表に規定する生活規正の面Bの指導区分に決定又は変更を受け、勤務の軽減措置を受けたとき。

(4) 第8条の3の規定により準用される就業規則第13条第1項第1号の休職又は病気休暇からの職務復帰に当たり、産業医の面接指導により勤務の軽減措置を受けたとき。

3 前項ただし書の規定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(病気休暇の請求等)

第40条 契約教育職員が、病気休暇を請求する場合には、事前に所定の請求をし、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由によって事前に請求することができなかった場合には、事後速やかに、その理由を付して所定の請求をし、承認を受けなければならない。

2 病気休暇が1週間を超える場合は、療養予定期間等の記載された医師の診断書を請求時に添付しなければならない。この場合において、病気休暇が長期にわたり、当該診断書に記載された療養期間を超えて、更に療養を必要とする場合も同様とする。

3 第1項の規定により、当該契約教育職員の病気休暇を承認するにあたって、病状等について確認を要するために、医師の診断書の提出を求められたときは、当該契約教育職員はこれを提出しなければならない。

4 医師の診断書に基づき療養期間を定めて病気休暇を承認されていた契約教育職

員が、その療養期間中又は療養後に新たに出勤するときは、その日から就業可能である旨を記載した医師の診断書を提出しなければならない。

5 病気休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分（裁量労働制適用契約教育職員にあっては、1日）とする。

（特別休暇）

第41条 特別休暇は、別表第2に掲げる結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により契約教育職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は当該表に定める期間とする。

（特別休暇の請求等）

第42条 契約教育職員が、特別休暇を請求する場合には、事前に所定の請求をし、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由によって事前に請求することができなかった場合には、事後速やかに、その理由を付して所定の請求をし、承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、契約教育職員は、必要に応じ証明書等の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

3 特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分（裁量労働制適用契約教育職員にあっては、1日）とする。

（時間外勤務代替休暇）

第42条の2 時間外勤務代替休暇は、契約教育職員が所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第58号）の適用を受ける職員の所定勤務時間を超えて行った勤務（労使協定により定めた休日勤務を除く。）の時間が1か月について60時間を超えた場合に、その60時間を超えて勤務した時間に対して支給する時間外勤務手当の代わりに、労使協定の定めるところにより付与することができる休暇をいう。

（時間外勤務代替休暇の請求等）

第42条の3 前条に規定する時間外勤務代替休暇の請求等その他必要な事項は、労使協定を締結し、定めるものとする。

（育児又は介護を行う契約教育職員の勤務の緩和措置）

第42条の4 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は傷病のため介護を要する家族の介護を行う契約教育職員の勤務の緩和措置については、別に定める「国立大学法人山口大学における育児又は介護を行う職員の勤務の緩和措置に関する規則」による。

第43条 削除

（育児休業）

第43条の2 育児休業については、別に定める「国立大学法人山口大学職員等育児休業規則」による。

（契約教育女子職員の出産に際しての補助契約教育職員の採用）

第43条の3 女子である契約教育職員（以下「契約教育女子職員」という。）が出産することとなる場合において、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から産後8週間を経過する日までの期間又は当該契約教育女子職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して16週間（多胎妊娠の場合にあっては、22週間）を経過する日までの期間のいずれかの期間を雇用期間として、当該契約教育女子職員の所属する部局の契約教育職員の職務を補助させるため、契約教育職員を採用することがある。

2 前項の契約教育職員を採用する場合は、第5条の規定を適用する。

3 第4条第1項の規定は、第1項の契約教育職員の採用の場合に準用する。

第44条 削除

（介護休業）

第44条の2 介護休業については、別に定める「国立大学法人山口大学職員等介護休業規則」による。

第8章 研修

(研修)

第45条 契約教育職員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 契約教育職員の研修に関し必要な事項は、国立大学法人山口大学職員研修規則(平成16年規則第62号)を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「契約教育職員」と読み替えるものとする。

第9章 安全・衛生管理

(安全・衛生管理)

第46条 就業規則第46条の規定は、契約教育職員の安全衛生管理について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「契約教育職員」と読み替えるものとする。

第10章 災害補償

(災害補償)

第47条 就業規則第47条の規定は、契約教育職員の業務上又は通勤途上における災害について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「契約教育職員」と読み替えるものとする。

第11章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

第48条 契約教育職員の宿舍の利用については、別に定める「国立大学法人山口大学宿舍規則」による。

第12章 賞罰

(表彰)

第49条 就業規則第49条の規定は、契約教育職員の表彰について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「契約教育職員」と読み替えるものとする。

(懲戒等)

第50条 就業規則第50条から第54条までの規定は、契約教育職員の懲戒等について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「契約教育職員」と読み替えるものとする。

第13章 出張

(出張)

第51条 契約教育職員は、業務上特に必要があると認められる場合には、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた契約教育職員は、出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。

(旅費)

第52条 前条の契約教育職員の出張に要する旅費は、別に定める「国立大学法人山口大学旅費規則(平成16年規則第63号)」による。

第14章 苦情処理

(苦情処理)

第53条 就業規則第57条の規定は、契約教育職員の労働条件その他の人事管理等に関する苦情処理について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「契約教育職員」と読み替えるものとする。

第15章 雑則

(雑則)

第54条 この規則に定めるもののほか、契約教育職員の就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第101号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日規則第54号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月18日規則第103号)

- 1 この規則は、平成19年6月18日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則別表第2第16号の規定にかかわらず、平成19年における同号の事由により取得できる特別休暇の期間は、一の年の7月から11月までの期間内における休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間とする。

附 則(平成21年3月25日規則第35号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第2第2号に係る改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則(平成21年11月25日規則第81号)

- 1 この規則は、平成21年11月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年11月25日の前日から引き続き在職する契約教育職員で、平成21年11月25日に受ける俸給月額が、平成21年11月25日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、この規則による改正後の国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則第19条第1項の規定にかかわらず、当該契約教育職員が受ける俸給月額に、同俸給月額と平成21年11月25日の前日に受けていた俸給月額との差額を加えた額を俸給月額として支給する。

附 則(平成22年3月30日規則第48号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月25日規則第118号)

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第38号)

この規則は、平成23年4月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則第39条の規定は、施行日以後に使用した病気休暇について適用する。

附 則(平成24年3月15日規則第43号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第70号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日規則第48号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月18日規則第100号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日規則第119号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規則第89号)

この規則は、平成28年4月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則第40条の規定は、施行後以後に請求した病気休暇について適用する。

附 則(平成28年7月29日規則第169号)

この規則は、平成28年8月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則第20条のうち特殊勤務手当に関する規定は、平成28年7月1日から適用する。

附 則(平成29年3月29日規則第49号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日規則第25号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(本法人における2以上の有期労働契約の期間の取扱い)

第2条 この規則による改正後の国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則(以下「改正後規則」という。)第5条の2第1項の本法人における2以上の有期労働契約の期間を通算した期間の取扱いについては、労働契約法の一部を改正する法律(平成24年法律第56号)附則第1項ただし書きに規定する施行の日(平成25年4月1日)以降の日を雇用期間の初日とする有期労働契約について適用する。

附 則(平成30年12月26日規則第109号)

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、この規則施行の日の前日において未使用のため失効する年次休暇について適用し、改正後規則第38条の2に規定する失効年休として取り扱うものとする。

附 則(平成31年3月28日規則第50号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月16日規則第132号)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月18日規則第38号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日の前日に改正前の国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則、国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び国立大学法人山口大学契約専門職員就業規則(以下「改正前規則」という。)の適用を受けていた契約教育職員の年次休暇の繰越については、この規則による改正後の国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則(以下「改正後規則」という。)第36条の規定にかかわらず、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに新たに付与した年次休暇の残日数は令和2年度に、令和2年1月1日から施行日の前日までに新たに付与した年次休暇の残日数は令和2年度及び令和3年度に繰り越すものとする。
- 3 施行日の前日に改正前規則の適用を受けていた契約教育職員の施行日における特別休暇(別表第2第11号及び第13号に限る。)については、改正後規則同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

号	事由	期間
	小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の就	一の年度において10日(対象となる子が2人以上の場合にあっては、20日。ただし、改正前規則の規定により令

11	学の終期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する契約教育職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	和2年1月1日から施行日の前日までに使用した場合には、その日数を減じて得た日数とする。以下この号において同じ。)の範囲内の期間(別表第2第10号ただし書の規定により、同号の休暇を取得した日がある場合には、10日から当該取得した日数を除いた日数)
13	要介護状態にある対象家族(国立大学法人山口大学職員等介護休業規則(平成16年規則第60号)第2条第2号に定める者をいう。以下この号において同じ。)の介護その他対象家族に必要な世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において10日(対象家族が2人以上の場合にあつては、20日。ただし、改正前規則の規定により令和2年1月1日から施行日の前日までに使用した場合には、その日数を減じて得た日数)の範囲内の期間

別表第1

1/2

在職期間	1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間
1週間の勤務日の日数	5日	2日	3日	5日	7日	8日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日
	1日	0日	1日	1日	1日	2日

2/2

在職期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間
1週間の勤務日の日数	5日	12日	13日	15日	17日	18日
	4日	9日	11日	12日	13日	15日
	3日	7日	8日	9日	10日	11日
	2日	5日	5日	6日	7日	7日
	1日	2日	3日	3日	3日	4日

別表第2

号	事由	期間
1	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地	一の年度において5日の範囲内の期間

	域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
3	結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	連続する5日の範囲内の期間(結婚の日の5日前から当該結婚の日後1年を経過する日までの期間内で休日を除く。)
4	不妊治療を行うため入院又は通院する場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年度において10日の範囲内の期間
5	8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定である契約教育職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
6	契約教育職員が出産(妊娠満12週以後の分べんをいう。以下第7号及び第8号において同じ。)した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子契約教育職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
7	生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男子契約教育職員にあっては、その子の当該男子契約教育職員以外の親が当該男子契約教育職員がこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を使用しようとする日におけるこの号の休暇を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
8	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産する場合で、配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき	配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間において2日の範囲内の期間
9	配偶者が出産する場合で、小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)又は当該出産に係る子を養育する男子契約教育職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において5日の範囲内の期間
10	小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の就学の終期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する契約教育職員が、その子の予防接種又は健康診断のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において2日の範囲内の期間(ただし、当該日数をすべて取得した後に、この号の事由による休暇の取得希望がある場合には、次号に規定する期間内の取得可能な日数を限度として当該休暇を取得することができる。)
11	小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の就学の終期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する契約教育職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当で	一の年度において5日(対象となる子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間(前号ただし書の規定により、同号の休暇を取得した日がある場合には、5日(対象となる子が2人以

	あると認められる場合	上の場合にあつては、10日)から当該取得した日数を除いた日数)	
12	小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の就学の終期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する契約教育職員が、その子の在学する又は在学する予定の学校等の行事に参加するため勤務をしないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日の範囲内の期間	
13	要介護状態にある対象家族(国立大学法人山口大学職員等介護休業規則(平成16年規則第60号)第2条第2号に定める者をいう。以下この号において同じ。)の介護その他対象家族に必要な世話をするため勤務をしないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(対象家族が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間	
14	次の親族が死亡した場合	7日(暦日により連続する日数によるものとし、葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数とする。以下この号において同じ。)	
	(1) 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又は父母		
	(2) 子		5日
	(3) 祖父母		3日(契約教育職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
	(4) 孫		1日
	(5) 兄弟姉妹		3日
	(6) おじ又はおば		1日(契約教育職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
	(7) 父母の配偶者又は配偶者の父母		3日(契約教育職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)
	(8) 子の配偶者又は配偶者の子		1日(契約教育職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)
	(9) 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		1日(契約教育職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)
(10) おじ又はおばの配偶者	1日		
15	父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務をしないことが相当であると認められる場合	1日	
16	心身の健康の維持及び増進、自己啓発又は家庭生活の充実のため勤務をしないことが相当であると認められる場合	一の年度において休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間及び次の区分に応じた期間 ア 年次休暇を与える時季に関する労使協定において対象とする日(当該労使協定がない場合にあつては別に定める日。以下この号において「対象日」という。)の勤務日数が3日以上の場合 契約教育職員(1週間の勤務日数が決まっていない者を除く。以下この号において「対象契約教育職員」という。) 原則として連続する3日の範囲内の期間 イ 対象日の勤務日数が2日の場合 対象契約教育職員 原則として連続する2日の範囲内の期間 ウ 対象日の勤務日が1日の場合 対象契約教育職員 1日	
17	地震、水害、火災その他の災害により次の	7日(原則として、連続する7日)	

	いずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、契約教育職員が勤務しないことが相当であると認められるとき ア 契約教育職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該契約教育職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき イ 契約教育職員及び当該契約教育職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該契約教育職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	日)の範囲内の期間
18	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
19	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

別表第3

号俸	基本給月額
1	200,000
2	210,000
3	220,000
4	230,000
5	240,000
6	250,000
7	260,000
8	270,000
9	280,000
10	290,000
11	300,000
12	310,000
13	320,000
14	330,000
15	340,000
16	350,000
17	360,000
18	370,000
19	380,000
20	390,000
21	400,000
22	410,000
23	420,000
24	430,000
25	440,000
26	450,000
27	460,000
28	470,000
29	480,000
30	490,000
31	500,000
32	510,000

33	520,000
34	530,000
35	540,000
36	550,000
37	560,000
38	570,000
39	580,000
40	590,000
41	600,000
42	610,000
43	620,000
44	630,000
45	640,000
46	650,000
47	660,000
48	670,000
49	680,000
50	690,000
51	700,000
52	710,000
53	720,000
54	730,000
55	740,000
56	750,000
57	760,000
58	770,000
59	780,000
60	790,000
61	800,000
62	810,000
63	820,000
64	830,000
65	840,000
66	850,000
67	860,000
68	870,000
69	880,000
70	890,000
71	900,000
72	910,000
73	920,000
74	930,000
75	940,000
76	950,000
77	960,000
78	970,000
79	980,000
80	990,000
81	1,000,000

82	1,010,000
83	1,020,000
84	1,030,000
85	1,040,000
86	1,050,000
87	1,060,000
88	1,070,000
89	1,080,000
90	1,090,000
91	1,100,000
92	1,110,000
93	1,120,000
94	1,130,000
95	1,140,000
96	1,150,000
97	1,160,000
98	1,170,000
99	1,180,000
100	1,190,000
101	1,200,000

別表第4

号俸	基本給年額
1	3,360,000
2	3,600,000
3	3,840,000
4	4,080,000
5	4,320,000
6	4,560,000
7	4,800,000
8	5,040,000
9	5,280,000
10	5,520,000
11	5,760,000
12	6,000,000
13	6,240,000
14	6,480,000
15	6,720,000
16	6,960,000
17	7,200,000
18	7,440,000
19	7,680,000
20	7,920,000
21	8,160,000
22	8,400,000
23	8,640,000
24	8,880,000
25	9,120,000
26	9,360,000

27	9,600,000
28	9,840,000
29	10,080,000
30	10,320,000
31	10,560,000
32	10,800,000
33	11,040,000
34	11,280,000
35	11,520,000
36	11,760,000
37	12,000,000
38	12,240,000
39	12,480,000
40	12,720,000
41	12,960,000
42	13,200,000
43	13,440,000
44	13,680,000
45	13,920,000
46	14,160,000
47	14,400,000
48	14,640,000
49	14,880,000
50	15,120,000
51	15,360,000
52	15,600,000
53	15,840,000
54	16,080,000
55	16,320,000
56	16,560,000
57	16,800,000
58	17,040,000
59	17,280,000
60	17,520,000
61	17,760,000
62	18,000,000
63	18,240,000
64	18,480,000
65	18,720,000
66	18,960,000
67	19,200,000
68	19,440,000
69	19,680,000
70	19,920,000
71	20,160,000

[資料11 化学科履修モデル(標準的履修者)] 卒業要件単位数 124単位

◎: 必修科目 ○: 選択必修科目(理学部共通基礎科目) △: 選択必修科目

養成する人材: 企業、公的機関の化学系技術者

学年	学期	必修	選択	共通教育科目 ※他の区分の下線の科目も含む	理学部共通基礎科目	化学科 学科専門教育科目	データサイエンス教育科目	課題解決型教育科目	分野横断型プログラム	大学院教育との接続教育
4年	後期	14								
	前期							◎ 文献講読 [4] ◎ 特別研究 [10]		
3年	後期	6	8			◎ 創成化学実験及び演習 [6] 先端化学入門Ⅱ [2] 専門英語2 [2] △ 化学英語及び演習Ⅱ [2]		サイエンス実習Ⅱ [1] 学外実習Ⅱ [1]		
	前期	5	10	◎ マヤリア教育 [1]		◎ 物理化学実験 [4] 先端化学入門Ⅰ [2] 物理化学Ⅲ [2] 高分子化学 [2]	計算化学 [2] 分光情報解析学 [2]			
2年	後期	4	22			◎ 分析化学実験 [4] 専門英語1 [2] 特殊講義 [2] 無機化学Ⅲ [2] △ 量子化学及び演習 [2] △ 化学英語及び演習Ⅰ [2] △ 分析化学Ⅱ [2] △ 物理化学Ⅱ [2]	有機反応解析 [2] △ 化学データサイエンス技術演習 [2]	サイエンス実習Ⅰ [1] 学外実習Ⅰa [1]		
	前期	6	12		○ 物理学概論 [2]	◎ 有機化学実験 [4] △ 分析化学Ⅰ [2] △ 物理化学Ⅰ [2] 有機化学Ⅲ [2] △ 無機化学Ⅱ [2] 天然物有機化学 [2]	◎ データサイエンス技術Ⅱ [1] ◎ データサイエンス技術Ⅰ [1]			
1年	後期	15	7	◎ 哲学 [1] △ 英語会話Ⅰb [1] △ 英語Ⅰb [2] ◎ 知の広場 [1] ◎ 山口と世界 [1] ◎ 運動健康科学 [1]	◎ 化学実験A [2] ◎ 数学Ⅱ [2] ◎ 食と生命 [1] ◎ 社会と医療 [1] ◎ 文化の継承と創造1 [1] ◎ 文化の継承と創造2 [1] ◎ 歴史学 [1]	△ 物理化学基礎 [2] △ 有機化学Ⅱ [2] ◎ 無機化学Ⅰ [2]				
	前期	16	5	◎ 経済と法2 [1] ◎ 経済と法1 [1] ◎ 社会学 [1] △ 英語会話Ⅰa [1] △ 英語Ⅰa [2] ◎ 基礎セミナー [2]	△ 物理学実験A [2] ◎ 数学Ⅰ [2] ◎ 環境と人間 [1] ◎ 人間の発達と育成2 [1] ◎ 人間の発達と育成1 [1] ◎ 経済と法3 [1]	◎ 有機化学Ⅰ [2]	◎ 知的財産入門 [1] ◎ データ科学と社会Ⅱ [1] ◎ データ科学と社会Ⅰ [1]			
合計		66	64							

[資料12 化学科履修モデル(分野横断型プログラム履修者)] 卒業要件単位数 124単位

◎:必修科目 ○:選択必修科目(理学部共通基礎科目) △:選択必修科目

養成する人材: 化学を基盤とした幅広い分野で活躍できる人材 (就職先として想定される分野: 化学・材料・エネルギー分野、電子・電気通信分野 等)

学年	学期	必修	選択	共通教育科目 ※他の区分の下線の科目も含む	理学部共通基礎科目	化学科 学科専門教育科目	データサイエンス教育科目	課題解決型教育科目	分野横断型プログラム	大学院教育との接続教育
4年	後期	14								
	前期						◎ 文献講読 [4] ◎ 特別研究 [10]			
3年	後期	6	15			◎ 創成化学実験及び演習 [6] 先端化学入門Ⅱ [2] 専門英語2 [2] △ 化学英語及び演習Ⅱ [2]		サイエンス実習Ⅱ [1] 学外実習Ⅱ [1]	熱力学 [2] 物性物理学Ⅱ [2] 電磁気学Ⅰ [3]	
	前期	5	15	◎ マテリア教育 [1]		◎ 物理化学実験 [4] 先端化学入門Ⅰ [2] 物理化学Ⅲ [2] 高分子化学 [2]	計算化学 [2] 分光情報解析学 [2]		物性物理学Ⅰ [2] 力学Ⅰ [3]	
2年	後期	4	22			◎ 分析化学実験 [4] 専門英語1 [2] 特殊講義 [2] 無機化学Ⅲ [2] △ 量子化学及び演習 [2] △ 化学英語及び演習Ⅰ [2] △ 分析化学Ⅱ [2] △ 物理化学Ⅱ [2]	有機反応解析 [2] △ 化学データサイエンス技術演習 [2]	サイエンス実習Ⅰ [1] 学外実習Ⅰa [1]		
	前期	6	12		○ 物理学概論 [2]	◎ 有機化学実験 [4] △ 分析化学Ⅰ [2] △ 物理化学Ⅰ [2] 有機化学Ⅲ [2] △ 無機化学Ⅱ [2] 天然物有機化学 [2]	◎ データサイエンス技術Ⅱ [1] ◎ データサイエンス技術Ⅰ [1]			
1年	後期	15	7	◎ 哲学 [1] △ 英語会話Ⅰb [1] △ 英語Ⅰb [2] ◎ 知の広場 [1] ◎ 山口と世界 [1] ◎ 運動健康科学 [1]	◎ 化学実験A [2] ◎ 数学Ⅱ [2] ◎ 食と生命 [1] ◎ 社会と医療 [1] ◎ 文化の継承と創造1 [1] ◎ 文化の継承と創造2 [1] ◎ 歴史学 [1]	△ 物理化学基礎 [2] △ 有機化学Ⅱ [2] ◎ 無機化学Ⅰ [2]				
	前期	16	7	◎ 経済と法2 [1] ◎ 経済と法1 [1] ◎ 社会学 [1] △ 英語会話Ⅰa [1] △ 英語Ⅰa [2] ◎ 基礎セミナー [2]	△ 物理学実験A [2] ◎ 数学Ⅰ [2] ◎ 環境と人間 [1] ◎ 人間の発達と育成2 [1] ◎ 人間の発達と育成1 [1] ◎ 経済と法3 [1]		◎ 知的財産入門 [1] ◎ データ科学と社会Ⅱ [1] ◎ データ科学と社会Ⅰ [1]			
合計		66	78		○ 生物学概論 [2]	◎ 有機化学Ⅰ [2]				

[資料13 化学科履修モデル(大学院進学者)] 卒業要件単位数 124単位

◎: 必修科目 ○: 選択必修科目(理学部共通基礎科目) △: 選択必修科目

養成する人材: 大学院進学者

■: 大学院先取り履修必修科目 □: 大学院先取り履修選択科目

学年	学期	必修	選択	共通教育科目 ※他の区分の下線の科目も含む	理学部共通基礎科目	化学科 学科専門教育科目	データサイエンス教育科目	課題解決型教育科目	分野横断型プログラム	大学院教育との接続教育
4年	後期									<input type="checkbox"/> 凝縮系物理学特論 [2] <input type="checkbox"/> 物性化学特論 [2]
	前期	14						◎ 文献講読 [4] ◎ 特別研究 [10]		<input type="checkbox"/> 固体界面電子化学特論 [2] <input type="checkbox"/> 応用分析化学特論 [2] <input checked="" type="checkbox"/> 知的財産特論 [1] <input checked="" type="checkbox"/> 研究者行動規範特論 [1]
3年	後期	6	8			◎ 創成化学実験及び演習 [6] 先端化学入門Ⅱ [2] 専門英語2 [2] △ 化学英語及び演習Ⅱ [2]		サイエンス実習Ⅱ [1] 学外実習Ⅱ [1]		
	前期	5	10	◎ キャリア教育 [1]		◎ 物理化学実験 [4] 先端化学入門Ⅰ [2] 物理化学Ⅲ [2] 高分子化学 [2]	計算化学 [2] 分光情報解析学 [2]			
2年	後期	4	22			◎ 分析化学実験 [4] 専門英語1 [2] 特殊講義 [2] 無機化学Ⅲ [2] △ 量子化学及び演習 [2] △ 化学英語及び演習Ⅰ [2] △ 分析化学Ⅱ [2] △ 物理化学Ⅱ [2]	有機反応解析 [2] △ 化学データサイエンス技術演習 [2]	サイエンス実習Ⅰ [1] 学外実習Ⅰa [1]		
	前期	6	10		○ 物理学概論 [2]	◎ 有機化学実験 [4] △ 分析化学Ⅰ [2] △ 物理化学Ⅰ [2] 有機化学Ⅲ [2] △ 無機化学Ⅱ [2] 天然物有機化学 [2]	◎ データサイエンス技術Ⅱ [1] ◎ データサイエンス技術Ⅰ [1]			
1年	後期	15	7	◎ 哲学 [1] △ 英語会話Ⅰb [1] △ 英語Ⅰb [2] ◎ 知の広場 [1] ◎ 山口と世界 [1] ◎ 運動健康科学 [1]	◎ 化学実験A [2] ◎ 数学Ⅱ [2] ◎ 食と生命 [1] ◎ 社会と医療 [1] ◎ 文化の継承と創造1 [1] ◎ 文化の継承と創造2 [1] ◎ 歴史学 [1]	△ 物理化学基礎 [2] △ 有機化学Ⅱ [2] ◎ 無機化学Ⅰ [2]				
	前期	16	7	◎ 経済と法2 [1] ◎ 経済と法1 [1] ◎ 社会学 [1] △ 英語会話Ⅰa [1] △ 英語Ⅰa [2] 基礎セミナー [2]	△ 物理学実験A [2] ◎ 数学Ⅰ [2] ◎ 環境と人間 [1] ◎ 人間の発達と育成2 [1] ◎ 人間の発達と育成1 [1] ◎ 経済と法3 [1]	◎ 有機化学Ⅰ [2]	◎ 知的財産入門 [1] ◎ データ科学と社会Ⅱ [1] ◎ データ科学と社会Ⅰ [1]			
合計		66	64							

講師派遣型アラカルト研修会テーマ一覧 <平成31年度（令和元年度）開催分>

2. 講師派遣型アラカルト研修会(学部・研究科のFD活動に大学教育センター等から講師を派遣して実施する研修会)

	研修種別	講座名	開催時期	時間	開催地
1	講師派遣 新規	障害等のある学生への支援シミュレーション	随時	随時	各学部
2	講師派遣 新規	大学生・大学院生の抱えやすい課題と学生相談の現状	随時	随時	各学部
3	講師派遣 新規	大学における授業のあり方を考える ～高校までの授業、教育改革の動向を踏まえて～	随時	随時	各学部
4	講師派遣 継続	学生の主体的な学びを引き出す授業デザイン ～シラバス点検から始めてみよう！～ (授業設計関係FD)	随時	随時	各学部
5	講師派遣 新規	課題解決型学習の評価に役立つルーブリック入門 ～自律的学習者を育てるために～ (学習評価関係FD)	随時	随時	各学部
6	講師派遣 継続	大学生の就職活動・企業の採用活動の最新事情	随時	随時	各学部
7	講師派遣 継続	受け入れ留学生の理解と対応 ～留学生との簡単日本語コミュニケーション～	随時	随時	各学部
8	講師派遣 新規	授業の過程における著作権利用ルール変更への対応	随時	随時	各学部
9	講師派遣 継続	本学学習支援システムの特徴と活用 (学習支援システム関係FD)	随時	随時	各学部
10	講師派遣 新規	大学の環境安全(安全教育)を考える	随時	随時	各学部
11	講師派遣 新規	情報セキュリティ管理対策とその実装について ～ISMS構築事例の紹介～	随時	随時	各学部

Syllabus

開講年度	開講学部等			
2020	共通教育			
開講学期	曜日時限	授業区分	AL(アクティブ・ラーニング)ポイント	YFL育成プログラム
後期	水7~8		5.5ポイント	
時間割番号	科目名[英文名]			単位数
1002050003	知の広場 [人と学問とキャリア] [Knowledge Plaza]			1
担当教員[ローマ字表記]				
林 透 [HAYASHI Tohru], 辻 多聞 [TSUJI Tamon]				
授業科目区分		対象学生	理(生化)	対象年次
				~

持続可能な開発目標 (SDGs)



開設科目名(英訳)

Knowledge Plaza(Career Education 1)

使用言語

日本語

概要(共通教育の場合は平易な授業案内)

大学での学問、社会、地域のかかわり、グローバルマインドを育むことを通して、社会での働き方のほか、大学生活を有意義に過ごすための考え方と方法論を学ぶ。また、本学の学生が学内外の講師の職業・学問分野の概要を知ることにより、本学で学ぶ意義を理解し、本学の学生としての誇りと自覚を培う。この授業を契機として、卒業までに達成すべき自らの目標を立てるとともに、大学生活の中で、一つでも多くのこと発見し、はぐくみ、かたちにすることが望まれる。

一般目標

自己の在り方・生き方を考え、卒業後に社会的・職業的自立を図るために必要な基礎的知識や態度を身につけるとともに、学内外の講師が語るそれぞれの専門領域の社会的位置づけや講師の人間としての生き方を参考にして、自らのキャリアデザインを考える。

授業の到達目標

知識・理解の観点	<ul style="list-style-type: none"> 大学生生活・キャリアに関する知識を身につけ、それを自らの学生生活に活用することができる。
関心・意欲の観点	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな問題に関心をもち、自己の将来像を描きながら学習することができる。 山口大学の学生としての自覚と目標をもつことができる。 山口の地元企業の魅力を理解し、地域で働くことに関心を持ち、考えることができる。

授業計画

学内の専任教員と学外の講師がオムニバスで授業を担当する。授業計画の詳細は書面で受講生に連絡する。

【週単位】

※AL(アクティブ・ラーニング)欄に関する注

①A~Fのアルファベットは、以下の学修形態を指しています。

【A:グループワーク】、【B:ディスカッション・ディベート】、【C:フィールドワーク(実験・実習、演習を含む)】、【D:プレゼンテーション】、【E:振り返り】、【F:宿題】

②【多】、【中】、【少】は授業時間内におけるALが占める時間の割合を指しています。

【多】:授業時間の50%超、【中】:授業時間の15%~50%、【少】:授業時間の15%未満。「振り返り」と「宿題」については該当する場合に【あり】と表示されます。

項目	内容	授業外指示	授業記録	※					
				A	B	C	D	E	F
第1週 大学とは	大学で学ぶ意味や現状の大学が置かれた状況などについて学ぶ。	大学時代に読んでおくべき本などのついで説明する。		【中】(授業時間の15%~50%)	【中】(授業時間の15%~50%)	—	【少】(授業時間の15%未満)	【あり】	—
第2週 キャリアデザイン入門①	キャリア理論の基礎を学ぶとともに、ライフラインチャートを描き、自らのキャリアについて考える。	最終課題として読書感想があること伝え、それまでに読書しておくよう指示する。		【中】(授業時間の15%~50%)	【中】(授業時間の15%~50%)	—	【少】(授業時間の15%未満)	【あり】	【あり】

第3週	学内外の講師による講話	学内外の講師が、自らの経験を踏まえて、社会人としての心構え、生き方などを語る。			【中】(授業時間の15%～50%)	【中】(授業時間の15%～50%)	—	【少】(授業時間の15%未満)	【あり】	—
第4週	学内外の講師による講話	学内外の講師が、自らの経験を踏まえて、社会人としての心構え、生き方などを語る。			【中】(授業時間の15%～50%)	【中】(授業時間の15%～50%)	—	【少】(授業時間の15%未満)	【あり】	—
第5週	学内外の講師による講話	学内外の講師が、自らの経験を踏まえて、社会人としての心構え、生き方などを語る。			【中】(授業時間の15%～50%)	【中】(授業時間の15%～50%)	—	【少】(授業時間の15%未満)	【あり】	—
第6週	英語、留学、国際感覚	日本社会のグローバル化が叫ばれる中、そのツールとしての英語の必要性、さらには留学の有用性、日本人にとっての国際感覚などについて学ぶ。			【中】(授業時間の15%～50%)	【中】(授業時間の15%～50%)	—	【少】(授業時間の15%未満)	【あり】	—
第7週	キャリアデザイン入門②	自らの基礎力を理解する。また、山口大学生として身につけておくべき力(キーコンピテンシー)を理解する。			【中】(授業時間の15%～50%)	【中】(授業時間の15%～50%)	—	【少】(授業時間の15%未満)	【あり】	—
第8週	読書感想のまとめ	表現法の基礎を学び、読書感想を書くことで実践する。			—	—	—	—	【あり】	—

5.5ポイント

成績評価法

毎回提出させるコメントシートと最終回に作成させるレポートの内容を総合的に判断して評価する。欠席は、原則として1回しか認めない。ただし、2回以上欠席した場合であっても、やむを得ない理由があれば、出席に相当する課題を課すことで対応するので、申し出ること。

	知識・理解	思考・判断	関心・意欲	態度	技能・表現	その他	評価割合(%)	JABEE収集資料
定期試験(中間・期末試験)	—	—	—	—	—	—	評価に加えず	—
小テスト・授業内レポート	◎	—	◎	◎	—	—	100%	—
宿題・授業外レポート	—	—	—	—	—	—	評価に加えず	—
授業態度・授業への参加度	—	—	—	—	—	—	評価に加えず	—
受講者の発表(プレゼン)・授業内での制作作品	—	—	—	—	—	—	評価に加えず	—
演習	—	—	—	—	—	—	評価に加えず	—
出席	—	—	—	—	—	—	欠格条件	—
その他	—	—	—	—	—	—	評価に加えず	—

	ファイル名	備考
ルーブリック等の評価基準	設定されていません。	

(注)ルーブリックとは、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される評価指標のことを言います。

教科書にかかわる情報

教科書その他の情報

参考書にかかわる情報

参考書その他の情報

メッセージ

大学生活は社会人としての生活の第一歩です。充実した大学生活を送ることが、社会的・職業的自立につながります。

キーワード

大学, 大学生活, キャリアデザイン, 留学, YFL

■ 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs3(保健)あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

SDGs4(教育)すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

SDGs5(ジェンダー)ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

SDGs8(経済成長と雇用)包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

SDGs9(インフラ、産業化、イノベーション)強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

SDGs10(不平等)各国内及び各国間の不平等を是正する。

SDGs11(持続可能な都市)包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

SDGs12(持続可能な生産と消費)持続可能な生産消費形態を確保する。

SDGs16(平和)持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

■ 関連科目

「キャリア教育」

■ 連絡先

E-mail: toru-h@yamaguchi-u.ac.jp

■ オフィスアワー